

【応募方法】大学推薦

【学内応募締切】2021年11月10日(水)16:00

【提出先】美術教務係・音楽学生募集係・
映像教務係・国際芸術創造教務係
(所属するキャンパスの事務室)

令和4年度奨学生募集要項

公益財団法人辻国際奨学財団

令和4年度奨学生募集要項

公益財団法人辻国際奨学財団

1.趣 旨

本財団は、主として発展途上国からの留学生等に対し、奨学支援を行い、これら諸国との国際相互理解の促進および親善に寄与することを目的としています。

「みんな仲良く助け合う」という理念のもと、志操堅実、成績優秀でありながら、経済的理由により学業の継続が困難な者に対し奨学金を支給して援助するほか、交流会開催や交流研修旅行の実施、会報誌の発行等の交流事業をおこなっています。

そのため、学問的に優秀なだけでなく、国際交流と友好親善に関心を持ち、当財団の交流事業に参加できる方を募集いたします。

2.交流事業の主な内容

毎月奨学金を支給するほかに、全奨学生の参加・協力を得て、主に次の交流事業をおこなっています。

- (1) 月次交流会の開催・・・毎月1回、土曜日午後に交流会を開催し、奨学生による各国文化紹介発表や、会食・懇談をおこなう（交流会席上にて奨学金を手交）
- (2) 研修交流旅行の実施・・・1泊2日の研修交流旅行をおこなう（年1回を予定）
- (3) 会報誌等の刊行・・・奨学生の分担執筆・寄稿により、会報誌「国際交流 みんな仲良く」、を編集・刊行する
- (4) OB・OG交流会の開催・・・卒業生を招きOB・OG交流会を開催する

3.奨学生の応募資格（下記の資格すべてに該当すること）

- (1) 主として発展途上国から来日し、日本以外の国籍を有している私費留学生
- (2) 大学学部及び大学院正規課程に在学する者で、2022年4月1日現在の年齢が35歳以下の者
※ただし、2022年4月に修士課程または博士課程1年になる者は、応募時に進学が決定している者のみ可とする。なお、秋入学の者は、2022年4月の時点で卒業まで1年以上の期間がある者のみ可とする。
- (3) 経済的に奨学金を必要とする状況にあることが客観的に認められる者
- (4) 人格、学業ともに優秀であり、志操堅実かつ健康である者
- (5) 日本語によるコミュニケーションに支障がない者（交流会での会話、発表や会報誌の分担執筆、電話やe-mailによる連絡等はすべて日本語で行います）
- (6) 国際理解と友好親善に関心を持ち、相互交流・協調の精神を有する者
※このため、上記「2. 交流事業の主な内容」の項に掲げる諸事業に積極的に参加・協力できる者であること（月次交流会、交流行事に必ず参加できること）

- (7) 在留資格「留学：college student」を有する者
- (8) 当財団の奨学金受給期間に正規の職（常勤職）に就く予定のない者
- (9) 当財団の奨学金受給期間に海外留学およびインターンシップの予定がない者
- (10) 当財団の奨学金受給期間に他の奨学金等を受給しない者（他の奨学金・助成金・フェローシップ等との併給は、金額に関わらず認めません）
- (11) 過去に辻国際奨学財団および辻アジア国際奨学財団の奨学金を受けていない者
- (12) 奨学期間終了後も、OB・OG交流会等の交流活動に積極的に参加協力できる者

4.対象学年（2022年4月時点の学年）

- (1) 学部学生： 3年・4年
 - (2) 大学院生： 修士課程 1年・2年 / 博士課程 1年・2年・3年
- ※医歯学系等、6年制の場合は3年・4年・5年・6年

5.奨学期間

原則として2022年4月から2024年3月までの2年間（秋入学の者は1年半または2年間）とします。

※1 ただし、1年目から2年目への継続については、勉学の状況および交流事業への参加・協力状況によって決定します。

※2 各課程の最終学年在学学生は、その上級の課程（学部から大学院、修士課程から博士課程、博士前期課程から博士後期課程）に引き続き進学しない場合は1年間で支給を終了します。

6.奨学金支給金額

月額15万円

※1 毎月開催の交流会の際に手渡しで支給します。欠席の場合には原則として支給しません。ただし、下記については、事前に関係資料を付して届けを提出した場合、その扱いについて検討いたします。

- (1) 本人の病気の場合
- (2) 重要な学会等での研究発表の場合
- (3) 大学の試験と重なる場合
- (4) その他、当財団がやむを得ぬ事由であると認めた場合

※2 奨学金の返済義務はありません。

7.募集人員

14名程度（対象大学 14大学を予定）

8.募集方法

当財団が募集を依頼した大学が奨学生候補者を選び、当財団へ推薦する方法でおこないます。

※学生からの直接の応募、問い合わせは受け付けません。

9.応募の手続き

下記の書類を、返送締切日【2021年12月8日（水）】までに、大学の担当部署から、推薦人数分をまとめて当財団に送付してください。

(1) 所定の用紙によるもの

- ① 令和4年度辻国際奨学財団奨学金申請書（日本語 本人自筆 写真貼付）
- ② 履歴書・身上書（日本語 本人自筆）
- ③ 留学の目的および将来の進路（日本語 本人自筆）
- ④ 推薦書（日本語 指導教員自筆 指導教員により厳封のこと）
- ⑤ 誓約書（日本語 本人自筆）

(2) 添付書類等

- ① 在学証明書、または入学許可書（コピー可）
 - ・4月より修士課程、博士課程に進学が決定している学生は、在学証明書の他に、修士または博士に進学確定の証明となる書類も添付する。返送締切日に添付が間に合わない場合は、その旨と発行予定日をメモ書きにて添付の上、発行され次第郵送のこと
- ② 成績証明書（コピー不可、オリジナルを提出）
 - ・学部生：在籍している大学の直近まですべての成績証明書
 - ・大学院生：学部1年生から直近まですべての成績証明書（母国の成績証明書を取り寄せる場合のみ、コピーでも可とする。必ず和訳を添付すること）
- ③ 外国人登録証明書、もしくは在留カードの写し（※コピー見本を参照のこと）
- ④ 写真2枚（45mm×35mm 上半身正面で、応募の6カ月以内に撮影したもの）
 - ・裏面に氏名、大学名、国籍を記入し、1枚は「奨学金申請書」に貼りもう1枚は同封する

※1 書類不備・判読不可能・虚偽の場合は失格とします。

※2 応募提出書類の返却はいたしません。

※3 申込書類は、コピーをしますから、ホチキスで止めないでください。

10.選考および決定

- (1) 推薦された学生を、当財団選考委員会において書類選考のうえ合格者を決定します。
- (2) 合格者については、3月初旬に当財団から大学に通知し、大学より本人に通知していただきます。面談にて応募資格、募集条件に沿っているか等確認し、最終採択決定といたします。

11.奨学金の停止または打ち切り

奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学金の停止または打ち切りをいたします。

- (1) 在学する大学における学籍を失ったとき
- (2) 休学、長期欠席、3週間以上日本を離れたとき、または外国へ留学したとき
- (3) 病気その他の理由により修学または研究を継続する見込みがないとき

- (4) 指導教官から修学または研究の継続が不適格と認められたとき
- (5) 学業成績または素行が不良となったとき
- (6) 原級にとどまったとき（留年）、または卒業延期の恐れが生じたとき
- (7) 応募申請書類（添付書類を含む）の記載事項に虚偽が認められたとき
- (8) 正規に就職した場合（非常勤を含む）、または奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (9) 他財団等から奨学金（助成金・フェローシップ等を含む）を受給するとき
- (10) その他留学生としての資格を失ったとき
- (11) 当財団の事務局と連絡が取れなくなったとき、またはその指示や指導に従わなかったとき
- (12) 当財団もしくは当財団の支援企業の名誉を傷つけ、または著しく迷惑をかけたとき

12. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 申請書に記載された個人情報は、奨学生の選考、結果の通知、採用後の各種通知、連絡のみに使用し、他の目的には一切使用いたしません。
 - ※1 ただし、合格者については、国籍、性別、在籍大学、研究分野等を記載した奨学生名簿を財団関係者に配布、および会報誌等に掲載することがあります。
 - ※2 また、奨学金の重複支給の確認のため、大学担当者および他の奨学団体に「採用予定奨学生一覧」を提供する場合がございますのでご了承ください。
- (2) 不合格者の申込書類は、一定期間財団で保管した後廃棄処分します。

問い合わせ・申請書類送付先

公益財団法人辻国際奨学財団 事務局

〒141-0032 東京都品川区大崎1-6-1

Tel03-3779-9108 Fax03-3779-8180

Email tsujikokusai@sanrio.co.jp